

取 扱 基 準

名 称	新潟市被災建物等の復旧・再建事業者利子軽減事業補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	令和6年1月1日からの地震被害により被災した市内の建物等（以下「被災建物等」という。）の復旧・再建に係る工事を請け負う中小・小規模事業者に対し、予算の範囲内において補助金を支給する。
目 標	数値化□ 非数値化■
	申請件数 50 件
	<目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	公表していない。（融資の利用に伴う補助制度のため、公表することにより利用者に不利益が生じる可能性があるため）
補助対象経費の内 容	被災建物等の復旧・再建に係る工事に必要な資金を確保するため、金融機関から借り入れた償還期間1年以内の運転資金の利子相当額
補助額 及びその算定方法 又は補助率	補助率：10／10（ただし、利率が1.55パーセントを超える場合は、1.55パーセントを上限とし、千円未満を切り捨てる。 限度額：1事業者あたり50万円 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 利子軽減により被災建物等の復旧・再建工事を担う事業者の資金調達の課題を払拭し、市内の被災した建物等の復旧・再建活動を促進させるため。
開始時期	令和7年4月 1日
評価の時期	令和7年9月30日
終 期	令和8年3月31日
	（終期が3年を超える場合の理由）
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕可能な限り新潟市の補助金を受けている旨表示する。
	〔媒体〕ホームページ、パンフレット等
担当部署	経済部 商業振興課 総務・制度融資グループ 電 話 025-226-1629（直通） e-mail shogyo@city.niigata.lg.jp